

# 論文審査の結果の要旨

氏名 華井和代

近年、貧困、労働搾取、環境破壊など途上国の生産地で起きている社会問題を解決するために、先進国の消費者にも社会的責任が求められている。しかし、消費者が何をすれば社会的責任を果たすことになるのかは必ずしも明確ではない。特に鉱物資源や工業製品のように複雑な流通加工経路を持つ製品の場合、生産地のどの問題が、消費者が手にするどの製品につながっていて、消費者が何をすれば問題解決に貢献できるのかは明らかではない。それにもかかわらず、消費者に責任ある行動を求める論拠はどこにあり、消費者が責任を果たそうと尽力する動機はどこにあるのか。

本論文では、コンゴ民主共和国の紛争資源問題を事例とし、途上国の資源産出地域と先進国の消費者との関係を根本からとらえ直した。その上で、2010年にOECDとアメリカで始まったコンゴ産のスズ、タングステン、タンタル、金(3TG)を対象とする紛争鉱物取引規制に注目し、消費地での取り組みによって資源産出地域の社会問題を解決しようとする試みが始まったのはなぜか、社会的責任消費の論拠と動機を検討した。

第1章では、社会的責任消費の論拠と動機をめぐる既存の議論を検討した。はじめに、途上国の社会問題を世界経済の構造の中でとらえる従来の議論を検討した。その議論を踏まえた上で、生産地で起きている社会問題と消費者との間に存在する3つの「つながり」(「問題とのつながり」「問題解決とのつながり」「形而上的つながり」)が鍵となるというとらえ方を示した。

第2章では、世界経済の構造の中でのコンゴの資源利用と紛争への結びつきを、歴史的に考察した。15世紀以降、コンゴの資源は欧米諸国に豊かなくらしを提供する一方、コンゴには苛酷な搾取をもたらし、現地社会にも搾取に加担する構造をつくり出した。また同時に、植民地期から続く土地と市民権をめぐるエスニック対立は、ベルギーの植民地政策や、モブツの独裁政治を支援した欧米諸国の外交政策、資源の国際価格の低迷や冷戦終結による民主化の波及といった世界の政治経済の動向による影響を受け、最終的には、ルワンダ難民の大量流入が引き金となって、コンゴ紛争の発生へと帰結した。

第3章では、1996年に始まるコンゴ紛争と、2003年以降の東部紛争における資源と紛争の結びつきを検討し、紛争資源問題の本質に迫った。コンゴ紛争の発生動機には資源は結びついていなかった。しかし、モブツ政権を打倒したL.カビラが外国の支援を得るために資源の採掘権を利用したことと、紛争中に資源産出地域に駐留した周辺国軍が資源収奪に加担したことから、資源は紛争手段として利用された。紛争自体は2003年に「終結」するものの、資源問題は継続することになった。

第4章では、コンゴの資源産出地域と消費地の「つながり」をとらえた。「問題とのつながり」として、3TGが輸出、加工、製品化される「モノ」としての流通経路と、先進国の消費傾向が資源産出におよぼした「影響」の伝達という2つの側面をとらえた。その後、紛争鉱物取引規制の導入経緯に焦点を当て、「問題解決とのつながり」を検討した。原産地調査は進んでいるものの、コンゴ産の3TGがどの製品に使われているのかは特定

できていない。むしろ明らかになったのは、複雑な流通経路が紛争資源の流通を可能にしているという実態である。さらに、1990年代以降に加速した電子機器の普及が、今後における紛争資源問題を促進したという「影響」のつながりも明らかになった。一方で、NGOによるロビー活動によって、企業は対応を開始している。消費者は、「紛争資源を使いたくない」という意思表示をすることによってNGOの活動を後押しし、企業に対応を求める力を持つようになった。

第5章では、日本における紛争資源問題への対応を検証した。日本は、世界有数の資源消費地でありながら、紛争資源問題に対する関心が低く、それにもかかわらず企業の対応が始まっている国である。2010年にドッド・フランク法が制定されて以降、日本企業でも紛争鉱物調達調査が始まっているが、それは、アメリカの上場企業と取引を行う場合には、日本企業にも問い合わせがおよぶためである。端的に言えば、日本企業は国内の市民社会よりもアメリカ企業との取引を意識して紛争資源問題に対応し、日本の消費者はその潮流から取り残されている。こうした現状を踏まえて第4節では、消費者の認識が、消費者教育の働きかけでどう変化する可能性があるのか、高校における授業実践を用いて検証した。その結果、「問題とのつながり」のみならず、「問題解決とのつながり」が生徒の意識の中で問題との関連性を自覚させ、「問題解決に貢献したい」という意欲を高めることを明らかにした。

そして結論では、第1章で提示した3つの「つながり」からコンゴの資源産出地域と先進国の消費地とのつながりを総括した上で、紛争鉱物取引規制が社会的責任消費の潮流にもたらす2つの意義を指摘した。ひとつは、社会的責任消費の対象産品が鉱物資源に拡大したことによって、消費者をとりまくあらゆる産品が社会的責任消費の対象として網羅される可能性の扉が開かれたという意義、もうひとつは、紛争鉱物取引規制が3TGの使用「禁止」ではなく「情報公開」という形式をとったことによって、最終的な意思決定が消費者市民社会に委ねられたことである。

本論文の学術的独自性は、次の3点に要約できる。第一に、紛争資源問題は生産者たる当該国のガバナンス上の問題として扱われることが多いのに対して、本論文では消費者の視点から問題解決の可能性を検討した。第二に、消費者行動の動機づけをグローバル正義論の系譜に位置づけた。第三に、著者自身による高等学校での授業実践を通じて、将来の消費者市民がどのように認識を変化させるかを実証的に論じた。

審査会では先行研究の渉猟や問題提示の意義について高い評価が得られた反面、次のような問題点も指摘された。(1) 問いと結論の整合性がやや不十分であり、とくに仮説の出し方を再考する必要性、(2) 規制に向けた運動への着手と運動の拡大とを次元として区別する必要性、(3) コンゴの内在的な要因に関する論述が薄い反面、日本の消費者市民に関する記述が薄いなどのバランスの問題、(4) グローバル正義論という既存研究群にどのような修正を迫る研究になったのかが不明確であること、などである。しかし、紛争資源と消費という今日のグローバル社会における重要かつ困難な問題を正面から扱った価値は大きいとして、審査委員会は全員の一致をもって華井和代氏に博士(国際協力学)の学位を授与することが適当と判断した。